

Ⅱ 平成 28 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の改善方策について

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている（目標管理型の政策評価）。

目標管理型の政策評価をめぐっては、政策評価・独立行政法人評価委員会（平成 27 年 3 月末まで総務省に設置）の提言（同年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省においては、適切な目標設定の下で意義ある評価が行われるよう、事前分析表を作成する段階で、目標や測定指標の設定の改善が必要である」、「国民生活及び社会経済に及ぼす影響を客観的・定量的に示す指標の更なる開発・設定を重視していく必要がある」などが挙げられている。また、「政策評価制度に関する決議」（平成 27 年 7 月 8 日参議院本会議）においても、同様の指摘がなされたところである。

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に目標管理型評価ワーキング・グループを設置し、目標管理型の政策評価の改善方策について検討を行っており、平成 28 年度は、各府省の事前分析表に基づき、①測定指標の洗練化・高度化、②モニタリング活用施策における評価及び③参考指標の活用について改善方策を検討し、特に「測定指標の洗練化・高度化」について議論を行った。平成 29 年 3 月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、改善方策を取りまとめた。

目標管理型の政策評価の改善方策（平成 28 年度）のポイント

1 測定指標の洗練化・高度化

① 測定指標と施策の目標との因果関係の明確化

各府省の事前分析表において、測定指標と施策の目標との因果関係が不明確なものが見られる。

なお、各府省の施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等を集計したところ、以下のとおりであった。

施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等の現状（平成 27 年度事前分析表）

	施策数	目標数	測定指標数	達成手段数	うち、測定指標とひと付けられているもの
実数	491	711	2,373	6,193	4,112
施策数に対する比率	1.0	1.4	4.8	12.6	8.4
目標数に対する比率	-	1.0	3.3	8.7	5.8
測定指標数に対する比率	-	-	1.0	2.6	1.7

⇒ 政策の目的、目標、達成手段から成る政策体系に係る事前の想定を明確にし、それらの内容を事前分析表において明示し、それに基づいた測定指標を設定することが必要

② 過不足なく目標の達成度合いを測定できる指標の設定

具体的な事業に対して大きな（抽象的な）目標が設定されている施策について、目標の達成度合いを過不足なく測定できていない測定指標が設定されている場合や、測定指標自体も抽象的になっている場合は、施策の成果が曖昧となり、評価結果を施策の改善等に結び付けることが困難

⇒ 抽象的な目標に対して抽象的な測定指標を設定するのではなく、抽象的な目標をより具体的なものにした上で、具体の目標に沿った測定指標を設定することが必要

③ 主要な測定指標の明示

目標管理型の政策評価では、測定指標の主要なものの実績に基づき、目標の達成度合い（5 区

分)を明示することとされているが、複数の測定指標を設定している施策において、どの指標が主要なものであるか明らかにされていないものがある。

⇒ 複数の測定指標を設定する場合には、あらかじめどの指標が主要なものか定めることが必要

④ アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定

行政活動の結果を示すアウトプット指標と、行政活動によりどのような効果があったかを示すアウトカム指標を併せて設定することで、事後において施策の有効性について、より詳細な検証が可能となるが、アウトプット指標のみが設定されている施策が散見される。

⇒ 可能な限り、アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定することが必要

2 各府省におけるモニタリングの活用状況（平成 27 年度改善方策（施策の特性に応じた評価）関係）

- ・ 目標管理型の政策評価の対象施策（約 500 施策）のうち、モニタリングを活用している施策は約 300 施策
- ・ 評価サイクルが 2 年又は 3 年となっている施策が全体の約 7 割。評価サイクルは、i) 施策の特性（施策の基本計画の見直しのタイミング等）、ii) 測定指標等の特性（測定指標の実績を把握する統計調査の周期等）などを考慮し決定

3 各府省における参考指標の活用状況（平成 27 年度改善方策（測定指標の定量化等）関係）

- ・ 参考指標を設定しているのは 9 府省（138 施策、446 指標）
- ・ 参考指標の内容は、施策の現状を補足しているものが多い。
- ・ 定量的な参考指標を定性的な測定指標を補うものとして活用しているものが見られた。

(注) 「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 28 年度）」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、総務省ホームページ（URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000471070.pdf）に掲載している。

2 規制に係る政策評価の改善方策について

各行政機関では、規制（社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの）の新設又は改廃を目的とする政策について、事前評価の実施が義務付けられている。

規制の事前評価をめぐっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の提言（平成 27 年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省が作成する評価書は質が向上し、説明責任を果たすことにも貢献しているが、費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分である上、評価書の作成・公表のタイミングについても検討の必要がある」、「評価結果が規制の新設・改廃の検討により活用されるよう、総務省としても検討を進めるべきである」とされた。

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に規制評価ワーキング・グループを設置し、規制に係る政策評価の改善方策について検討を行っており、平成 28 年度は、①規制の事前評価から規制のライフサイクル評価へ、②費用便益分析から影響評価へ、③遵守費用推計を優先する及び④事前評価の内容にメリハリをつけるといった方向性から検討・議論を行った。平成 29 年 3 月、同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、改善方策を提示した。

規制に係る政策評価の改善方策のポイント

(1) 事前評価の活用方法

⇒ 規制の事前評価は、政策（規制）の検討時期に評価が実施され、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として用いられる場合に最も効果を発揮できることから、政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスの一体化を促す。

このことから、規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階、事後検証段階といった、各段階において望まれる評価の活用方法を提示

(2) 基本的評価手法

⇒ 規制の事前評価においては、費用便益分析にこだわらず、規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境といった様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点を置くこととする。

また、規制措置は、国民（事業者や個人）に対し遵守費用の負担を求めるものであることから、想定される影響のうち、特に遵守費用の推計が重要と認識

さらに、規制の事前評価時点では、規制の新設又は改廃によって得られる効果の不確実性が高いことから、便益（金銭価値化）より効果（定量化）の推計を優先するものとする。

以上の考えの下、基本的評価手法として、影響項目の洗い出し方法、遵守費用の推計方法、効果の推計方法、副次的及び波及的な影響の推計方法等を提示

(3) 簡素化した評価手法

⇒ 意思決定要素が少ない規制政策等を対象に、新たに簡素化した評価手法による評価を導入

具体的には、国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの、科学的知見に基づき導入される規制であって行政裁量の余地がないもの（薬物等の使用規制等）などを想定
また、各府省が簡素化した評価手法を適用する場合、総務省の事前確認を必要とする予定

(4) 事後検証（レビュー）の実施

⇒ 規制の政策評価における事後検証の役割は、事前評価書に記載された費用と効果の想定と事後検証時に把握した実際の費用と効果を比較の上、検証し、既に導入された規制の妥当性を確認することである。

このことから、適切な事後検証を実施するために、規制の事前評価時点においてあらかじめ事後検証の際に効果を把握するための指標の設定や影響の把握方法（統計データや利害関係者からの情報収集）を提示

(5) 関係機関との連携

⇒① 規制改革推進会議と連携の上、規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に記載された規制レビューと規制の事前評価の連携方策について調整することを提示

② 公正取引委員会と連携の上、試行的に実施している「規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析」について、本格実施への移行等を提示

(注) 「規制に係る政策評価の改善方策」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、総務省ホームページ（URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000471068.pdf）に掲載している。

3 公共事業に係る政策評価の改善方策について

公共事業を所管する各行政機関は、事業費 10 億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業について事前評価を実施するとともに、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手である公共事業や政策決定後 10 年を経過した時点で未了である公共事業等について事後評価（再評価）を実施することとされている。これに加え、農林水産省及び国土交通省においては、自主的に事業完了後の事後評価が実施されている。

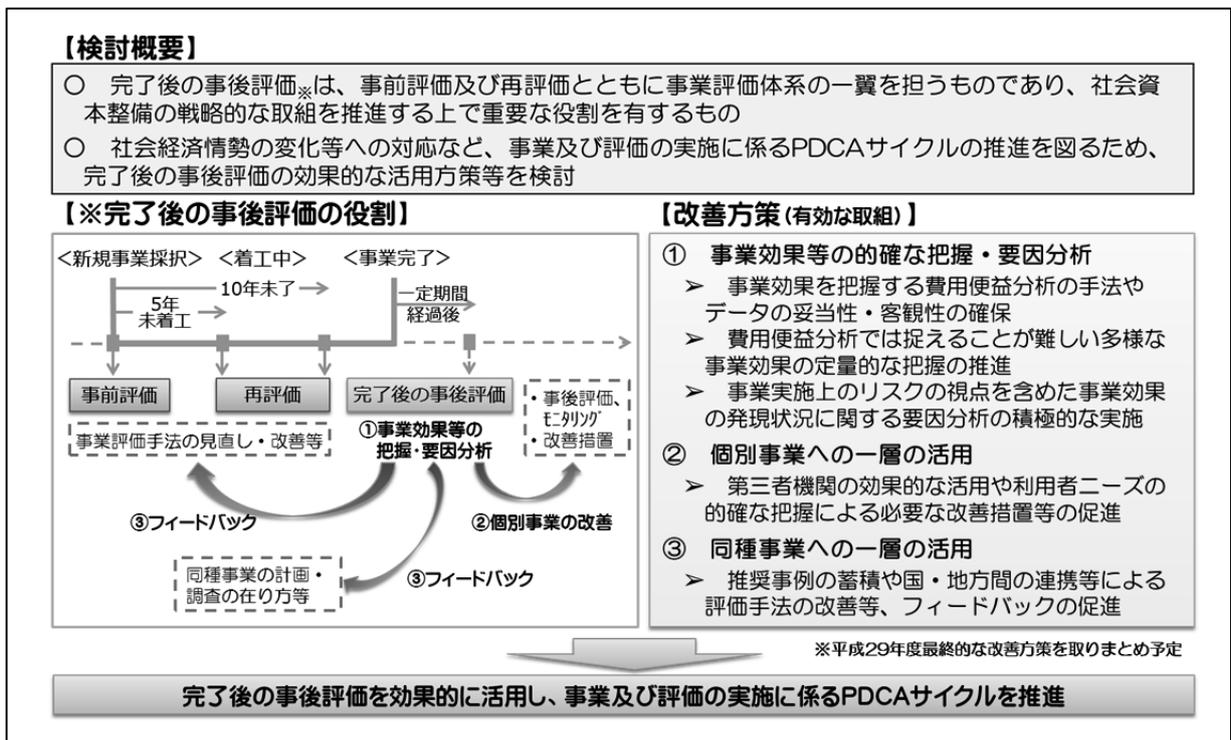
総務省は、毎年度、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価について、評価専担組織としての立場から重点化を図りながら点検し、評価の見直しや費用対効果分析マニュアルの改定等の必要な改善措置を関係行政機関に求め、政策評価の実効性の向上を図っている^(注)。この点検は、これまで個々の事業に係る事前評価及び再評価に力点を置いて行ってきたが、今後は、各事業に共通する評価手法の改善や政策評価の在り方など、より政策評価の実効性の向上に資する取組が重要になってくると考えられる。

そこで、平成 28 年 4 月に政策評価審議会政策評価制度部会に公共事業評価ワーキング・グループを設置し、公共事業に係る政策評価の改善方策について検討を行っている。平成 28 年度は、①事業効果等の的確な把握・要因分析及び②完了後の評価結果の一層の活用について検討を行い、改善方策を取りまとめた（図 1）。

平成 29 年度も引き続き関係行政機関の評価の実例を踏まえた公共事業に係る政策評価の改善方策の検討を行うこととしている。

(注) 平成 28 年度に実施した公共事業に係る政策評価の点検結果については、後記Ⅲ-2-(2)-イ-表 13 (55 ページ以下) 参照

図 1 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成 28 年度中間取りまとめ）」概要



(注) 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成 28 年度中間取りまとめ）」（平成 29 年 3 月 6 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、総務省ホームページ（URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000471069.pdf）に掲載している。